

感染症及び食中毒の予防及び まん延の防止のための指針

医療法人 信誠会

介護医療院 苅部太陽の家

通所リハビリテーション 苅部太陽の家

第1条 目的と基本的考え方

医療法人 信誠会 介護医療院 苅部太陽の家は、経営理念に基づき、利用者に適切かつ安全で質の高い介護サービスを提供する。そのため、感染症発生時の対策に取り組む基本的な考え方を以下の通り定める。

基本的感染対策として、標準予防策を常時適用した上で、特定の感染経路がある疾患などに対して感染対策を提供する。これらを基本に感染の防止に組織的な対応を行い、感染症などが発生した際にはその原因の迅速な特定と制圧、終息を図るものとし、全職員がこの指針に即して感染防止に留意し、質の高いサービスの提供ができるように定めるものである。生体物質（血液、体液（汗は除く））は、すべて感染性病原体を含んでいる物として対応する。

第2条 感染対策のための委員会に関する基本方針

感染対策に関する協議機関として「感染対策委員会」を設置する。感染対策委員会は、各部より幅広い職種によって構成する。感染対策担当者は看護部長とする。また、各職種の役割を下記のとおりとする。

1. 委員会の構成

- (1) 施設長
感染症発生予防、拡大防止のための総括管理、行政・監督省庁などの連携
- (2) 副施設長
委員会総括責任者
- (3) 医師
日常の医学的管理、治療、医療面での指示・助言、協力病院との連携
- (4) 事務職
事務関係、納入業者などの連携、現場のサポート、水質検査・害虫駆除・職員検診・検便などの施設全般にわたる衛生管理のスケジュール管理
- (5) 看護職
施設での助言・指導、医療面での日常生活上の世話、診察・検査の補助、看護面でのケア、利用者および職員の健康状態把握
- (6) 介護職
現場の直接的・間接的介護、生活面での日常生活上の世話、利用者個々の心身の状態把握、利用者や家族の意向に沿った対応、環境整備
- (7) 相談員
家族・施設・その他関係機関への対応・報告、他事業所とへの連携、地域の流行状況の把握
- (8) 介護支援専門員
ケアプラン関係の対応、看護職・介護職・相談員との協力、現場のサポート
- (9) 栄養士
食品管理、衛生管理の体制整備と管理指導、食事形態の工夫
- (10) その他、施設長が任命する者

2. 感染対策委員会の開催

委員会はおおむね1か月に1回以上開催する。緊急時は必要に応じて臨時委員会を開催し、次に掲げる事項について協議する。

- ・施設内における感染症の予防体制の確立に関すること。
- ・感染予防に関する情報の収集に関すること。
- ・施設内で報告のあった感染事例の対応策に関すること。
- ・職員を対象とした感染予防研修の実施に関すること。
- ・その他、当施設内の感染予防のために必要な事項に関すること。

第3条 感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

感染対策の基本的考えかた、および具体的対策について全職員を対象として周知徹底を図ることを目的に研修を実施する。研修の内容は、感染対策に関する基礎的な知識の普及と啓発をするとともに、指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

1. 職員研修

- (1) 定期的な研修(年2回以上)を実施する。
- (2) 新規職員採用時に必ず感染対策研修を実施する。
- (3) 必要に応じて、個別、各部別に開催する。
- (4) 感染対策を目的とした各種講習会、研究会の開催情報を広く告知し、希望者の参加を支援する。研修の開催結果、外部研修の参加実績を記録、保存する。

第4条 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

感染症の発生状況を把握するために、医療機関関連感染サーベイランスおよび微生物サーベイランス(感染状況の把握)を行う。アウトブレイク*をいち早く特定し、迅速な対応がとれるよう、感染に関わる情報管理を適切に行う。感染症発生時は委員会が中心となり、発生原因の究明、改善策の立案、実施を行う。その内容については、感染防止感染対策委員会で報告する。入所予定の利用者に関しては、感染の有無も含めて健康状態を確認する。また、全職員に対して、当該感染症に関する知識、対応などについて周知を行う。

*アウトブレイクとは、一定期間内に同一病棟や同一医療機関と一定の場所で発生した院内感染の集積が通常よりも高い状態であることをいう。

第5条 感染症発生時の対応に関する基本方針

感染症対策マニュアルに沿った手洗いの徹底、個人防護用具の使用など感染対策に常に努める。疾患および病態などに応じて感染経路別予防策(接触感染、飛沫感染、空気感染)を追加して実施する。報告の義務づけられている病気が特定された場合には、速やかに保健所に報告する。特定の感染症が集団発生した場合、保健所などと連携をとって対応する。

(1) 平常時の対策

① 施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、施設内の衛生保持に努める。また、厨房・洗面所・浴室・汚物室処理室の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気、清掃、消毒を定期的実施し、施設内の衛生管理、清掃の保持に努める。

② 日常のケアにおける感染症対策（標準的な予防策）

介護・看護ケアの場面では、職員の手洗い、手指消毒、うがいを徹底し、必要に応じてマスクを着用する。また、血液・体液・排泄物等を扱う場面では、細心の注意を払い、適切な方法で対処する。入所者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、入所者の健康状態を常に注意深く観察することに留意する。

③ 手洗いの基本

手洗い：汚れがあるときは、液体石けんと流水で手指を洗淨する。

手指消毒：感染している入所者や、感染しやすい状態にある入所者のケアをするときは、洗淨消毒、擦式消毒薬で洗う。

それぞれの具体的方法については以下の通りとする。

(ア) 流水による手洗い

排泄物等の汚染が考えられる場合には、液体石けんと流水による手洗いを行う。手洗いの方法は『高齢者介護施設における感染対策マニュアル』を参考に行う。

(イ) 手指消毒

手指消毒はスクラブ法及びラビング法を用いることとする。

④ 消毒薬の適正な使用

(ア) 生体消毒薬と環境用消毒薬は区別して使用する。

(イ) 塩素製剤などを環境に使用する場合は、その副作用に注意し濃度を守る。

⑤ 早期発見のための日常の観察項目

(ア) 介護職員は、異常の兆候をできるだけ早く発見するために、入所者の体の動きや声の調子・大きさ、食欲などについて日常から注意して観察し、入所者の健康状態の異常を発見したら、すぐに、看護職員や医師に知らせる。

(イ) 医師・看護職員は、栄養摂取や服薬、排泄状況なども含めて全体的なアセスメントをした上で、病気の状態を把握し、状況に応じた適切な対応をとる。

(2) 発生時の対応

万が一、感染症および食中毒が発生した場合には、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処の手順」に従い、感染の拡大を防ぐため、下記の対応を図る。

① 発生状況の把握

感染症や食中毒が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じた場合には、下記の手順に従って報告する。

ア) 職員が入所者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに入所者と職員の症状の有無（発生した日時、階及び居室ごとにまとめる）について看護職員に報告する。

イ) 看護職員は、感染症の発生について職員から報告を受けた場合、施設内の職員に必要な指示を行

うとともに、施設長へ報告する。

ウ) 事務部長は、地域保健所等に報告するとともに、関係機関と連携をとる。

② 感染拡大の防止

職員は感染症もしくは食中毒が発生したとき、またはそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するために速やかに以下の事項に従って対応する。

ア) 介護職員

- ・発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払う。
- ・医師や看護職員の指示を仰ぎ、必要に応じて施設内の消毒を行う。
- ・医師や看護職員の指示に基づき、必要に応じて感染した入所者の隔離などを行う。
- ・別に定めるマニュアルに従い、個別の感染対策を実施する。

イ) 医師及び看護職員

- ・感染症もしくは食中毒が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、被害を最小限とするために、職員に適切な指示を出し、速やかに対応する。
- ・感染症の病原体で感染された機械・器具・環境の消毒・滅菌は、適切かつ迅速に行い、汚染拡散を防止する。

ウ) 施設長

- ・協力病院や保健所に相談し、技術的な応援を依頼及び指示を受ける。
- ・職員の罹患状況把握と対応（健康管理）を行う。

③ 関係機関との連携

感染症もしくは食中毒が発生した場合には、以下の関係機関に報告して対応を相談し、指示を仰ぐなど、緊密に連携を図る。

- ・施設配置医師（嘱託医）、協力機関の医師
- ・保健所
- ・行政

また、必要に応じて次のような情報提供も行う。

- ・職員への周知
- ・家族への情報提供と状況の説明

④ 医療処置

医師は、感染症もしくは食中毒の発生、またはそれを疑われる状況の発生について報告を受けた際には、感染者の重篤化を防ぐために、症状に応じた医療処置をすみやかに行うとともに、職員に対して必要な指示を出す。

⑤ 行政への報告

ア) 市町村等の担当部局への報告

施設長は、市町村指定様式を使用し、迅速に市町村等の担当部局に報告するとともに、地域保健所にも対応を相談する。

<報告する内容>

- ・感染症又は食中毒が疑われる入所者の人数
- ・感染症又は食中毒が疑われる症状
- ・上記の入所者への対応や施設における対応状況等

イ) 地域保健所への届出

医師が、感染症法、結核予防法または食品衛生法の届出基準に該当する患者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの報告に基づき地域保健所等への届出を行う必要がある。

第6条 利用者、その家族に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者または家族の希望によりいつでも閲覧できるようにする。

第7条 その他感染対策の推進のために必要な基本方針

感染症対策マニュアルには化学的根拠に基づいた対策を採用し実施する。マニュアルは最新の知見に対応するよう定期的に改定を行う。

附則 この指針は、令和4年9月12日より施行する。

この指針は、令和5年4月28日より一部改訂し施行する。

この指針は、令和6年4月26日より、一部改訂し施行する。

この指針は、令和7年6月26日より、一部改訂し施行する。